

## 京都府社寺等文化資料保全補助金のお知らせ

### 1 京都府社寺等文化資料保全補助事業について

本事業は、貴重な文化資料を後世に残すために、緊急に保全が必要でかつ保全に要する経費の負担が困難な所有者に対し補助金を交付し、文化資料の継承と府民の文化的生活の向上に資することを目的とした府独自の補助制度です。

### 2 京都府社寺等文化資料保全補助事業種目別一覧

事業種別			補助率	限度額	摘 要	申請要件	
1	文化資料保存施設及び設備の整備	ア	収蔵庫の設置	1/2以内	150万円	・価値の高い美術工芸品を保存する収蔵庫の新設(防災・防犯・防湿等の点で十分と思われる構造をもつもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・収支計算書</li> <li>・見積書(詳しく)</li> <li>・仕様書(図面及び修理部分を明示)</li> <li>・写真(全体及び破損状況の判断できるもの数枚)</li> </ul> (注)
		イ	防災防犯設備の整備又は保存施設の修理	1/2以内	100万円	・既存の収蔵庫、土蔵等の修理並びに防災・防犯設備(自動火災報知器、消火栓、貯水槽、防犯レーダー、避雷針、覆屋、防災塀)の設置・修理等	
2	文化資料の補修	ア	美術工芸品の補修	1/2以内	80万円	・学術上、芸術上価値が高いと認められる美術工芸品(昭和20年以前の作品※)の補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定文化財、府の指定・登録文化財・暫定登録文化財(いずれも民俗文化財を除く)及び個人所有文化資料(市町村指定又は登録又は京都市の認定・選定の文化財を除く)は対象外。国登録は対象(国庫補助事業の対象を除く)</li> <li>・事業の着手及び完了したものは除く。</li> <li>・申請書の印鑑は、役職印を原則とする。</li> <li>・申請物件の「年代、形式、規模、由緒」のわかる古文書等の写真を添付すること。</li> <li>・事業の完了時期は、当該年度内とすること。</li> </ul> ※大正・昭和の建築物・書画、及び明治・大正・昭和の彫刻・工芸品は学識経験者の推薦状を添付す
		イ	建造物の修理	1/2以内	200万円	・価値が高いと認められる建造物(昭和20年以前※)の修理で、建立当時の工法、仕様、材料等について現状維持できるもの	
3	民俗文化資料の保全	ア	有形の民俗文化資料の保全	1/2以内	100万円	・住民生活(衣食住、生業、伝統行事、風俗、習慣等に用いられるもの)の推移を知る上で貴重な資料となるものの保全(格納庫の新築及び修理を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の住民生活の中で伝承されている民俗芸能、伝統行事で価値があると認められるものの保全(衣装、楽器、楽台、道具類の新調・修理)、格納庫の設置・修理並びに啓蒙・普及(作曲、振付け、実技指導、研修会・講習会の開催等も含む。)</li> <li>・文書、写真、映像等の記録作成、その芸能行事の所作や、工芸技術の工程等を忠実に記録するもの。</li> </ul>
		イ	無形の民俗文化資料の保全	1/2以内	30万円		
		ウ	無形の民俗文化資料の映像等記録整備	1/2以内	100万円		
4	遺跡・名勝・天然記念物の保全			1/2以内	20万円	・市町村指定、登録に限る。(経常的な事業は除く。)	
5	その他			1/2以内	20万円		

問い合わせ先	(京都市・乙訓地域) 京都府文化生活部 文化政策室  075(414)4521	(宇治市以南) 山城広域振興局 地域連携・振興部企画・ 連携推進課 0774(21)2049	(亀岡市、南丹市、船井郡) 南丹広域振興局 地域連携・振興部企画・連携推 進課 0771(24)8430	(福知山市、舞鶴市、綾部市) 中丹広域振興局 地域連携・振興部企画・連携推 進課 0773(62)2031	(宮津市、京丹後市、与謝郡) 丹後広域振興局 地域連携・振興部企画・連携推進課 0772(62)4300
--------	---	--	--	---	---